

令和7～9年度鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館  
消防設備保守点検業務仕様書

- 1 業務の名称  
令和7～9年度鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館消防設備保守点検業務(以下「本業務」という。)
- 2 業務の場所  
鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館(以下「各施設」という。)  
鳥取市尚徳町101番地
- 3 業務期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 業務の対象設備  
別紙「消防設備機器一覧」のとおり
- 5 業務の内容  
消防法第17条の3の3の規定による点検及び保守等
  - (1) 受注者は消防用設備等(以下「設備」という。)の機能保全のため技術員を派遣し、保守点検を行うものとする。  
なお、本仕様書に示されていない事項であっても、設備の機能上必要と認められる保守点検のうち、本業務の範囲内で対応できるものについては、受注者の負担において実施するものとする。  
また、工事等により対象設備等の大幅な数量変更があった場合を除いて、本業務の範囲内で保守点検を行うものとする。
  - (2) 各施設が実施する防火研修会及び避難訓練において、以下のとおり技術的援助を行うこと。
    - ア 防火研修会における避難器具、消火器、屋内消火栓等の使用方法の説明(実技指導を含む。)
    - イ 避難訓練における警報器、自動放送等の作動並びに避難器具による実地訓練の指導及び安全確認
  - (3) 保守点検方法
    - ア 消防設備等の点検は下記の期間(以下「各期」という。)内に実施すること。
      - (ア) 機器点検各年度前期(4月1日から9月30日まで)
      - (イ) 機器点検及び総合点検各年度後期(10月1日から翌年3月31日まで)
    - イ 点検の日程は事前に発注者と協議して決定すること。
  - (4) 不具合発見時の対応  
保守点検時に設備の不具合を発見した場合は、発注者に報告すると共に、本業務の範囲内で対応できるものについては当該設備の工事・整備資格を有するものにより原因の特定及び復旧を行うこと。  
また、修理又は部品の取替えが事前に想定されるものについては、発注者へ事前に報告するものとする。
  - (5) 臨機の対応  
点検時に災害、事故、故障等の緊急事態が発生した場合又は設備の故障発生時に発注者から要請があった場合は、当該設備の工事・整備資格を有するものに速やかに適切な処置をとらせ、その経緯を発注者に報告すること。  
この場合、連絡を受けてから原則として90分以内に作業を開始すること。保守形態は現地修理、現地交換とすること。
  - (6) 報告書等
    - ア 点検完了後は、発注者に各施設の消防用設備等点検結果報告書(平成16年消防法告示第9号及び昭和50年消防庁告示第14号に定める様式)を3部提出すること。
    - イ 発注者への消防用設備等点検結果報告書の提出は各期ごととし、各期の業務完了通知書とともに提出すること。
  - (7) その他
    - ア 業務に必要な資料の閲覧  
各施設の消防設備等の内容、設置位置を自ら確認し、適法に点検を行うこと。これに必要な施設の保管している資料(各種図面、関係届出書類)については、発注者において閲覧に供するので、受注者において確認のこと。
    - イ 不良箇所に関する報告書  
点検終了時、点検結果についての説明を行うとともに、不良箇所についてはその詳細を消防用設備等点検結果報告書とは別に報告書(様式は自由)を示すこと。

## ウ 業務の引継

受注者は、業務期間中に契約を解除した場合又は業務期間を満了した場合は、新たに点検業務を実施する者に対し点検、保守、修繕等の記録等を引継ぎ、以降の点検業務に支障のないように努めること。  
また、これに係る費用の一切は受注者の負担とする。

## エ 「聴覚障害者用パトライト」について

点検期間中の別途協議のうえ、決定する日にケーブルの状況、動作の状況等を点検すること。

### ※「聴覚障害者用パトライト」

当該パトライトは「バリアフリー工事」の一環として平成15年度末に設置したもので、図書館、公文書館計26箇所にある。火災警報機に連動し、警報音鳴動と同時に点灯するもので、リレー盤が事務室内(自動制御盤装置制御盤の上)にある。

## 6 特記事項

### (1) 諸法規の遵守

本業務に適用される関連法令を遵守すること。

また、鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って環境負荷の低減に努めるとともに、省資源、省エネルギーに配慮すること。

### (2) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、最新の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)」による。

### (3) 施設管理担当者

ア 発注者はこの契約の履行に関し甲の指定する職員(以下「施設管理担当者」という。)を定め、その氏名を受注者に通知するものとする。また、施設管理担当者を変更したときも同様とする。

イ 施設管理担当者はこの契約の履行に関し、この契約の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

(ア) 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

(イ) この契約及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

(ウ) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

ウ 発注者が施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類(施設管理者に関する措置請求及び委託料に係る請求書を除く。)は、施設管理担当者を経由するものとする。

エ ウの書類は、施設管理担当者に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

### (4) 業務従事者

ア 受注者は本業務の実施につき、本業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)による業務上の行為については、一切の責任を負う。

イ 本業務のうち、法令、共通仕様書、仕様書等で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行うこと。なお、受注者は、業務従事者のうち有資格者についてはその氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。当該有資格者を変更したときも同様とする。

ウ 受注者は、イ以外の業務従事者については、発注者の請求があるときはその氏名を発注者に通知しなければならない。

### (5) 業務責任者

ア 受注者は消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3に定める点検を実施できる資格を有する者の中から業務責任者を選任し、業務責任者選任通知書(様式1)により発注者に通知すること。

また、業務責任者を変更したときも同様とする。

イ 業務責任者はこの契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、業務期間の変更、委託料の請求及び受領、施設管理担当者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

### (6) 業務計画書等

ア 本業務実施前に業務計画書(業務の名称、業務実施体制、業務従事者名簿((4)イの有資格者に限る)、緊急連絡体制、作業要領等を記載のこと。参考様式を参照のこと。)を発注者に2部提出し、承認を得て本業務を実施すること。

イ 現地各作業実施2週間前までに発注者に作業実施工程(業務従事者名を記載のこと。)を1部提出し、承認を得て作業を実施すること。

## 7 留意事項

(1) 受注者は本業務の実施に当たっては事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を各施設の担当者と十分協議の上、施設の運営等に支障を生じないようにすること。

(2) 作業を行う上で既存部分に汚染又は損傷のおそれのある場合は、適切な方法で養生を行い、作業完了後には作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

## 8 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

## 9 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が再委託する年度の委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(4) 再委託をした場合は、施設管理担当者に報告するとともにそれを証する書類を提出すること。

## 10 守秘事項等

(1) 受注者は、本業務における成果物(中間成果物を含む。)を当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

(2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、本業務に従事する者並びに9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。

(4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 11 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

## 12 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときはその使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

## 13 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

## 14 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

## 15 事故等発生時の対応義務

(1) 受注者は事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

(2) 受注者は直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

## 16 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 1.7 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

## 1.8 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内に業務完了報告書(様式2)を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の業務完了報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときはその旨を受注者に通知しなければならない。(口頭でも可)。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

## 1.9 委託料の支払

- (1) 受注者は1.8(3)の通知を受領した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

## 2.0 違約金

発注者は、受注者が3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料総額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)120条の規定により計算した額を違約金として受注者に請求することができる。

## 2.1 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

## 2.2 追完請求権

- (1) 発注者は成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定によりその期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

## 2.3 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
  - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
  - ウ 2.2(1)の履行の追完がなされないとき。
  - エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
  - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - (イ) 暴力団員を雇用すること。
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (4) 発注者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は違約金として委託料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (5) 発注者は、(1)の規定により契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

## 2.4 賠償の予定

受注者が2.3の(3)オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は賠償金として委託料総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

## 2.5 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、9の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

## 2.6 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

## 2.7 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

## 2.8 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

## 消 防 設 備 機 器 一 覧

設備名	名 称	摘 要	数量
消火器具	粉末消火器	粉末消火器 3 単位 加圧式(交換に要する経費は除く。)	61
屋内消火栓 設備又は屋 外消火栓設 備  ※放水試験 を実施の こと	加圧送水装置	40φ×150 <sup>リットル</sup> /min×90m×5.5kw	1
	操作盤		1
	消火栓	埋込×14 露出×1	15
	起動用スイッチ		15
	表示灯		15
	音響装置		1
	表示盤		1
	呼水装置	呼水槽 100 <sup>リットル</sup>	1
	常用電源		1
スプリンク ラー設備又 は水噴霧消 火設備	加圧送水装置	125φ×1800 <sup>リットル</sup> /min×83m×37kw	1
	起動装置		1
	ヘッド	閉鎖型 72℃	1,035
	操作盤		1
	流水検知装置	B1×1 1F×2 2F×1	4
	表示盤		1
	呼水装置	呼水槽 100 <sup>リットル</sup>	1
	送水口	双口 差込式	2
	圧力スイッチ		4
	常用電源		1
ハロゲン化 合物消火設 備  ※作動試験 及び窒素 ガス放出 試験を実 施のこと	ハロンガス容器	50kg	30
	容器弁開放器 電磁式		8
	容器弁開放器 ガス圧式		7
	起動用小容器	1kg	8
	起動用操作函		14
	音響装置		21
	連動盤	8 回線	1
	専用熱感知器		88
	電源装置	24V 30Ah	1
	圧力スイッチ		8
	放出表示灯函		31
選択弁		8	
ヘッド	図書館×64 公文書館×17	81	
自動火災報 知設備	受信機	R 型(県民文化会館 1 階施設管理室)72 回線	1
	感知器	差動式スポット型 2 種	18
	定温式スポット型感知器		7
	煙感知器	光電式	201

設備名	名 称	摘 要	数量	
	アナログ式 煙感知器		18	
	中継器		6	
	P型1級発信機		25	
	音響装置		29	
	消火栓起動装置		1	
	常用電源 交流電源		1	
	予備電源 蓄電池設備		1	
非常警報設備	増幅器操作部	300W 1台 200W 1台	2	
	自動火災報知設備連動		2	
	スピーカー	図書館×89 公文書館×22	111	
	音量調整器		23	
	遠隔操作機		2	
	起動装置 押しボタン		2	
	常用電源		2	
	作動試験		2	
	非常電源		2	
誘導灯及び 誘導標識	誘導灯		105	
	聴覚障害者向警告パトライト		26	
	常用電源		1	
排煙設備	排煙口		4	
	防火戸	ドア式S型	5	
	電動式シャッター		9	
	可動垂れ壁		30	
	制御盤		1	
	防火ダンパー		45	
	排煙窓		12	
	煙感知器		9	
	排煙機	ファンモーター組	1	
	手動開放装置		4	
	音響装置		1	
	非常電源専 用受電設備	高圧受電設備 300kVA 以下		1
		保護継電器 過電流		1
保護継電器 地絡			1	
総合操作盤	CRT 防災監視装置		2	
	支援・制御機能試験		2	
	総合操作試験		2	
	無停電電源装置		2	
	配線点検		2	

## 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者(以下「従事者」という。)が当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

### (第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

### (再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者(以下「再委託先」という。)にも遵守させなければならない。この場合において、乙は再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

### (複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報(業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

### (安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用(以下「漏えい等」という。)の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

### (個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を直ちに甲に対して返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は個人情報の廃棄に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。



- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。  
第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

- 第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、現地における検査その他の監査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

- 第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
  - 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者を言う。

(様式1)

## 業務責任者選任通知書

鳥取県立図書館長

様

次のとおり業務責任者を選任したので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

本業務の名称	令和7～9年度鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館消防設備保守点検業務
本業務の場所	鳥取市尚徳町101番地
業務期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
業務責任者氏名	

(様式2)

## 業 務 完 了 報 告 書

鳥取県立図書館長

様

次のとおり令和 年度 期業務が完了したので報告します。

令和 年 月 日

受注者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

本業務の名称	令和7～9年度鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館消防設備保守点検業務
本業務の場所	鳥取市尚徳町101番地
業 務 期 間 (令和 年度 期分)	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
本業務完了年月日	令和 年 月 日
業務委託料 (令和 年度 期分)	<p style="text-align: center;">_____ 円 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の金額 _____ 円)</p> <p style="text-align: center;">[ _____ 円 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の金額 _____ 円) ]</p>

(参考様式)

## 業 務 計 画 書

業務の名称 令和7～9年度鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館消防設備保守点検業務  
業務の場所 鳥取市尚徳町101番地  
業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和 年 月 日

業務責任者

# 目 次

## 1 業務実施体制

(1) 代表者氏名

(2) 業務責任者氏名

(3) 鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館各施設の担当者氏名(責任者)

## 2 業務従事者名簿

## 3 緊急連絡体制

(1) 受注者

(2) 業務責任者

## 4 作業要領